

入札監理小委員会
第712回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 1 2 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 6 年 3 月 13 日（水） 16：48～17：54

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
 - 農業物価統計調査（農林水産省）
 - 内水面漁業生産統計調査（農林水産省）
3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員、
三輪専門委員

（農林水産省）

農業物価統計調査

大臣官房 統計部 経営・構造統計課 三嶋課長
成田統計管理官

内水面漁業生産統計調査

大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 橋本課長
松井課長補佐
時田漁業生産統計第 2 係長

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第712回入札監理小委員会を開催します。

初めに、農業物価統計調査の実施要項（案）について、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課、三嶋課長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○三嶋課長 農林水産省経営・構造統計課長の三嶋でございます。よろしくお願いいたします。

農業物価統計調査における民間競争入札実施要項（案）ということで見え消しになっている資料を前提に説明をさせていただきますので、お手元に用意いただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、資料の1ページ目になります。調査の概要だけ簡単に話をさせていただければと思いますけれども、農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成することにより、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的ということでございます。

平成22年度調査から、民間競争入札によりまして、民間事業者に本事業を実施いただいているところでございます。

本調査は、前回、第4期の契約に当たりまして一者応札ということでございました。その点が競争性の確保の観点から指摘を受けたというところでございます。この指摘を踏まえてどのように見直しを行ったのか、実施要項の見え消しになっている案に基づきまして、関連する変更点といったところを中心に説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは調査対象品目の見直しについてご説明いたします。

4ページを御覧いただければと思いますけれども、4ページの中ほどからちょっと上の3のところに書いておりますが、調査対象品目の見直しに当たりましては、昨年を通じまして、民間事業者の調査負担の軽減といったところに向けまして、代替データの入手可能性といったようなところを我々としては検討してきたわけでございます。

ただ一方、いろいろと検討したんですけれども、やっぱり適当な代替データというのは、例えば野菜などの青果物であれば市場情報といったようなことなど、様々検討してみたいんですが、残念ながら、統計データの連続性とか品質等の検証をさせていただく過程で、結果としていいものが見当たらなかったという状況でございます。

ただ一方、調査対象品目につきましては、調査負担を軽減するために、実際の流通の実態を踏まえ、品目の見直しというのを行わせていただきました。見直しに当たっては、委託事業者や調査客体に聞き取りを行いました。その結果として、出回りが少ない等により調査が困難となっている品目の削除した品目が34品目、結果として代替としての追加品目が15品目、出回りの実態を踏まえた銘柄等級の変更等が4品目ということでございます。

また、そのオンライン調査の推進を図り、回収の事務負担の軽減というのも狙っていきたいと考えているところでございます。

5ページ目を御覧いただければと思います。

5ページ目の中ほどから下のエの業務内容でございます。オンライン調査システムの利用準備について追記をしています。調査の業務負担の軽減を図るための追記でございます。具体的には、オンライン調査の促進を図り、業務負担の軽減を図るため、民間事業者を実査の準備として、全調査客体分の対象分のオンライン調査システムのIDとパスワードをあらかじめ作成することとし、オンライン調査システムに登録することとしております。

6ページも中ほども併せて御覧いただければと思います。調査対象への調査の協力依頼に関しましては、オンライン調査システムについても積極的に協力を求めるということとしたいと考えておまして、オンライン調査への促進・切替に取り組むことにしております。従来はオンライン調査を選択した調査対象のみにIDとパスワードの配布を行っていたということでございます。

次に、入札に係るスケジュールの見直しをさせていただきました。

18ページを御覧いただければと思います。17ページの下から18ページの頭にかけてございますけれども、入札可能性のある事業者の方へのヒアリングにおいて、公告期間が短いといったような意見があったところでございます。こういったところを踏まえまして、具体的には入札公告を前回は7月の中旬に行い入札書類提出期限を9月上旬としていたんですけれども、それぞれ5月下旬、7月下旬ということで、10日程度日程的に余裕を設けたということでございます。

また、その契約の締結をこれまでの11月から9月に前倒しをしたということでございまして、結果的に事業者間の業務の引継ぎを早期に時間をかけて行うといったようなことで、十分な引継ぎ期間を確保させていただいたということでございます。

資料のほうに戻ってしまうのですが、4ページと5ページを見ていただければと

思うのですが、現在の事業者から新たに契約する事業者への引継ぎに際しては、農林水産省からの貸与する物件について、全調査客体の振込口座情報の提供と、さらには調査対象の詳細情報を提供するとともに照会事例集、いわゆる苦情対応マニュアル、そういったものを貸与することによりまして、円滑に事業を引き継げるよう、さらに配慮させていただいたということでございます。このような形で新たな事業者の参入というのをできれば促していきたいなと狙っているところでございます。

なお、今回の見直しに当たりましては新たに加えた業務がございます。調査対象の補充選定業務でございます。9ページを御覧いただければと思います。

9ページの中ほど、ちょっと上の（ウ）のところです。調査対象の補充選定（随時）と書いているところでございます。具体的には、調査対象が廃業等により調査の継続が困難となった場合や、調査品目の取扱いを中止または細部銘柄の出回りがなくなったといったような場合に調査対象の補充選定を行うというものでございます。

業務量といたしましては、月平均15件程度を想定しているところでございまして、農水省からも必要に応じて補充選定に必要な調査対象候補の情報等を提供することとしているところでございます。

補充選定業務を追加することで確かに業務といったようなものは増えてくるわけではございますけれども、業務の中身としましては、価格というのを調査するというのみの調査でございますので、それほど大きく非常に負担が大きくなるといったようなことではないのではないかなと考えているところでございます。

公的統計の整備に関する基本計画におきましても、農林水産統計については、民間委託、オンライン回答のさらなる推進と、既存の統計調査の効率化というのが課題となっているということを指摘されているところでございます。

今後5年間を見通した契約に際しまして、補充選定結果を一体として民間委託に取り入れて実施していくことで、調査全体の効率化といったところを狙ったところでございます。

以上、オンライン調査の推進、流通実態を踏まえた調査品目の見直し、公告、入札公告期間の確保、早期化による業務引継ぎの十分な確保といったところを通じまして、利用者の方々にも関心を持っていただき、入札に御参加いただきたいと考えているところでございます。

なお、実施要項に関する意見調整ということを3月7日から28日にかけて、まさに今行っているところでございます。昨日時点では意見等は寄せられておりません。後日、結

果を委員の皆様に報告させていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○中川主査 それでは御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。

何点か教えていただきたいんですが、191分の9、今回追加された調査対象の補充選定で、これにつきましては、農水省から必要な調査対象候補の情報を提供するというふうになっていまして、民間事業者が独自で選定して補充することも可能なんだと思うんですが、そこは農水省として補充選定した者がどういう者であるのかということを確認するプロセスというのがなくてもいいんだろうかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○成田統計管理官 成田でございます。お答えします。

当然民間事業者さんが補充選定した後、客体については農水省のほうでも毎月確認することにはなっております。そのための様式も今回つけております。

○川澤専門委員 分かりました。そうしますと、確認した上で対象として加えてというプロセスだということによろしいですね。

○成田統計管理官 そうでございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

続いて、191分の127で、調査票が回収できないときの価格の処理を具体的に記載いただいているかと思えます。(2)の接続価格処理のところ、ちょっと私の理解が及んでないのかもしれないんですが、1つ目のパラグラフで、調査対象から価格が報告された場合であっても、調査対象期間の調査最終月まで当該処理を行ってくださいとなっているかと思えます。報告があっても同じ接続価格の処理をするというところがちょっと理解できなかつたんですが、それはどういうことなんでしょうか。

○成田統計管理官 当調査では、例えば、米の1等を調べてくださいとあるんですが、客体によっては細部銘柄とあって、例えばコシヒカリを調べてたりとか、ササニシキを調べたり、客体によって細部銘柄は異なっております。今までササニシキを調査対象としたときに、客体さんの都合とかで出回りがなくなったりして、ササニシキからほかの品目、コ

シヒカリとか別の品目が変わったときに、やっぱり価格の変動が起きることが想定されますので、この辺はそういった接続価格といって、価格の差を取るような形で、仮に報告いただいた価格であってもそのまま採用するわけではなくて、細部銘柄と言われる部分が変わったなら、その分の変更した価格の差を補完する作業ということで書いております。

○川澤専門委員 これは細部銘柄の変更の価格が報告された場合であっても接続処理をするということなのでしょうか。

○成田統計管理官 あと、客体さんが廃業等で脱落したときに、同じ細部銘柄で調査できるとも限らないので、補充選定の後の客体さんの細部銘柄が当然変わることも想定されますので、そのときにも同じような、今回の接続価格という処理を取ることでしております。

○川澤専門委員 ちょっと一旦了解しました。ありがとうございます。

次が、170ページ、調査方法と実績で各年度の調査方法を記載いただいでいて、ファクスがやはりこんなにまだ多いんだというところを感じたんです。これは調査対象の特色としてファクスが非常に多いのは致し方ないという御判断なのか、その辺りはいかがでしょう。なるべくファクスはもう、ほかの統計調査でも、メールとか、なるべく違う方法でというような傾向だと思んですが、その辺りいかがでしょうか。

○成田統計管理官 この調査は、毎月調査客体さんに調査をお願いしているところでして、やはり客体さんの負担ですとか利便性を考慮しまして、ここに書いておりますファクスですとか郵送、電話訪問等々、様々な方法を用意しておるところでございます。その中で客体さんが希望する方法を選んでいるということで、その結果といいますか、客体さんでもやはりファクスで報告したいというのが結果的に多くなっているかなと考えております。

○川澤専門委員 依頼書とかの中でファクスではない方法をより推奨するとか、もちろん回答率が高いところを目指しているのも難しさはあると思うんですが、ファクスをいかに違うものに変えていくかというところ、変化の度合いがかなり少ないなという印象を受けたので、その辺りは企画書の提案のところより厚めの加点にして充実した点を求めてもいいのかなと思いますし、そのようなことを感じました。

取りあえず私のほうから以上です。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 今回の実施要項（案）の中に、新しい観点として環境負荷低減というものが入っているのが少し目立ったところです。これは、御省として非常に重要な施策だから

こういうことを入れているんだらうと認識しております。一方で、環境負荷低減について、かなりいろいろとクロスコンプライアンスの資料などをつけて強調されてはいるんですけども、評価の中にそれに該当するものがないなと思っているのですが、もしも環境負荷を軽くするような、例えば先ほどのファクスや、あるいは郵送等をやめて全部オンラインでやると、これが環境負荷低減につながるといったようなことをもし出してきた場合には、評価点の中でいうと、例えばその他などで評価することは可能なんではないでしょうか。

あるいは、これはあくまで努力義務ということで、一律に入れているから頑張っただけという程度のものなのか、そちらを教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○成田統計管理官 まず、今回追加しました環境負荷低減に関する留意事項は、あくまでも本文に書いてあるとおり、努めることということでありまして、民間事業者に過度な負担を求めるものでもなくて、こういうところに留意してくださいという程度のもので、この部分につきましては、仮にそういったものが提言の取組ですとか、提案していたときは、4の提案項目でいうと、4のその他で評価できないこともないのかなと思っていますが、今のところ提案があった場合であっても加点することを想定していませんというか、あくまでもここは努めてくださいという程度に、書きぶりにとどめているので、あまり負担を求めないような形では考えているところです。

○浅羽副主査 いや、もちろん負担を求めるとい必要はないと思います。おっしゃるとおりだと思います。ただ一方で、もしそういう御提案があった場合には、例えばその他の中を内容で、そうしたようなものみたいなものを評価できるみたいなことを入れてもいいのかなと思ったのですけれども。そうすると別に、あくまでプラスアルファで、しかも3点のところがちょうどということですので、場合によってはあり得るのかなと思ったのですけれども、ただ、意図はよく分かりましたので、ありがとうございます。

○中川主査 尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 すみません、何点か質問させてください。本件予定価格を算定される際にはどういう手法をお取りになっていますか。伺う意図といたしましては、予定価格を決める際に、業者さんに見積りを出していただき、その見積りを前提に予定価格をつくったという先例があったりすると、見積りを出した業者さんが、事実上、この事業をコントロールするような形になり、見積りを出した業者さんがいると、ほかの業者さんがもうやめたというような、意欲をそがれるような実態が結構官公庁の調達にはあるような気がしたので、その点を教えてくださいというのが1点です。

2点目は、現在この事業がやれる方はマーケットで何者ぐらいいるとお考えになっているのかなということが聞きたい中、そんな方が参入してくださる際に、何か工夫をいただくといいのかなと思いました。3点目なのですが、ページでいきますと、見え消しの実施要項の191分の32の2.2の組織の専門性というところなんですけれど、専門性というのはどういうところを見ておられるのかなということをもう少し書かれると、いろんな業者が入りやすいのかなという点、類似調査事業の受託実績といったときの類似調査事業とは何をイメージされているのかということをもう少し書かれてはどうかという点をお伺いしたいです。

ですので、今、申し上げた点としては、予定価格の算定方法、2点目は想定されるマーケットの応札可能業者の数、さらに、その人たちに参入していただくための工夫として総合評価の記載、特に何となく分かりにくい専門性と実績、もう少し詳しく書けないかという3点を伺えればと思います。お願いします。

○成田統計管理官 お答えします。1点目の予定価格につきまして、当然私どもで定めるものではなくて、省内の、当然の調達を担当部署といいますか、そちらのほうで設定しているものです。

2点目の全国どのくらいか、具体的に何者とはなかなか申し上げられないんですが、あまり多くない、本当に何者もそういう事業者はいないと私どもは考えております。

3点目につきましては、書きぶりはこちらでも少し検討して、もうちょっと分かりやすく、尾花委員の御指摘に答えられるような書きぶりがあるかどうかちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○尾花専門委員 すみません、予定価格の点は、もちろん省内の調達の方がなさるのでしようが、結局今までなかなか一者応札が改善できない案件をよく拝見するのですが、予定価格を決めるときに、ある業者さんに見積りを出していただき、その見積りを見て、実施府省は予定価格をつくっているらしいと、分ってしまうような方法を取っておられると、入札手続が始まる前に市場が萎縮してしまうのではないかなという意図で聞きました。ですので、過去の実績のことです。もちろん今の作成されている方が分からなければ結構です。ありがとうございます。

○中川主査 生島委員、お願いします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。契約状況等の推移のところ、ちょっ

と拝見して、説明会の参加者数がもともとは11者いらして、今は2者になったということで、そのうち1者の方は応札もなかったということなんですけれども、先ほど尾花委員への御質問への御回答で、そんなに何者もないよということだったんですが、最初に説明会にいらっしゃった11者というのは、一応、いわゆる対象となり得る業者さんだというふうにお考えだったのでしょうかというところと、やはりもともと、それなりに興味を持ってくれた業者さんがいらしたと思うんですが、徐々に毎回減ってしまっているというところがなぜなのかなと、説明会で説明の何が足らなかったのかとか、ヒアリングが1回分しかないので、ここの期間が短いというのと、全国規模の実査業務が障害ということで、これしかないんですけど、お聞きになった6者というのは、11者の中の6者の方なのかなと思うんですけれども、この中は多分まだ可能性があるだろうと思われた方にお聞きしたと思うんですけど、やっぱり残りの方は、あまりそういう、対象業者さんにはなり得ないというふうにお考えだったのかなというのが1点の御質問で、あとは、これ、全国規模というのが結構大変なんだろうなというときに、例えば地域で分割して、ジョイントベンチャーみたいな形というのは可能なのでしょうか。

質問は以上です。お願いいたします。

○成田統計管理官 まず、1点目でございますけど、第1期のときの説明会、11者が全部、全国規模で請負とか、ちょっと対象になるかどうかという点に関しましては、申し訳ございませんけれども、私どもちょっと、11者についてこの情報がないもので、すぐ事業が受託できるものかどうかということはお答えできないということでございます。そのうち、なぜ減っているかってやっぱり、先ほど申したような、全国規模でやっている調査ですとか、あと考えられることとしては、契約状況の推移の第4期の民間参入促進のところで、例えば入札説明会に参加しなくても応札を可能とする。逆に言うと、第1期から第3期までは、入札説明会に参加しないと参加できないということに縛られていた部分がありますので、そういった点等も少なくなっている、減っている原因じゃないかと思っております。

あと、2つ目の全国規模の調査で分割できないかという点でございますけど、今の実施要項は、そういった共同事業体で参入することは可能でございます。例えば庁舎管理みたいに、自分たちの業者がない業務をほかの業者で補うことによってジョイントベンチャーを組むような事業を想定しており統計調査の場合、調査票を配って、調査票を回収して、審査して、集計する、一連の流れの作業でございます。これを例えば全国の地域で分割す

るとか、業務を分割とかすると、工程がかかるほか、コスト面でも逆に増えるのではないかと、大きくなるのではないかと考えておまして、請け負う側のほうも、そういった観点からなかなか参入しづらいんじゃないかと想定しております。

以上でございます。

○生島専門委員 御回答ありがとうございます。共同事業体では入れるということは理解しました。ただ、なかなか入りづらいということも分かったんですけど、入札説明会に参加しなくても応札できるというのはとても、確かに負担が少なくていいのかなと思いつつ、そうされた場合にどのぐらいの方が興味を持ってくださっているのかというのが逆にちょっと見えにくくなっちゃうのかなと思おまして、今回応札しなくても説明会に参加された方というのは重要な候補の方々ということで、これからもどんどん御省側からのお誘いとか、いろいろヒアリングとかをしていかれるのに非常にいいターゲットかなと思うんですけど、そういう意味で、入札説明会には参加しなくても応札はできるんだけど、興味があった方というのを把握できるような、ホームページ上で資料請求してくれた方とか、もしくはアンケートに答えてくれた方とか、御興味のある方を把握する仕組みがあってもいいのかなと思ったのが1点。

あと、やっぱり入札説明会に参加しなくても可能とする前の段階で、既にもう11者が、次のときには5者に、半減以下になっていたりすると思うんですね。やっぱり一番問題なのは新規参入がないという点で、一番そこに近いのは説明会に参加されていた方だと思うので、そちらの方々にもっと細かくヒアリングをしたりとかされて、入っていただくような具体的なアプローチというのはしやすいのかなと思ったんです。全然誰か分からない人に対して漠然とすぐに改善策を出すというんじゃなくて、そもそも興味を持っている方のほうがポテンシャルも高いので、11者の方とかにもう一度アプローチされるというのはどうなのかなと思いました。

すいません、以上です。

○成田統計管理官 まず、興味を持った事業者を把握する仕組みとか、そういった観点で言いますと、契約状況等の推移のところの、第4期の下の欄でございますけれども、6者にヒアリング、またはアンケート、まさに前回仕様書入手した事業者さんにヒアリングをしておまして、そういう意味ではここが興味を持った事業者を把握する仕組みになるかなと思っております。

○三嶋課長 すいません、もう一つは、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○生島専門委員 すいません、11者の方が次のときには半減しているんですけども、そこについてもフォローして、アンケートとかされたらいいのかなと思ったというところですかね。

○成田統計管理官 今は入札説明会参加者ではなくて、仕様書を取りに来ていただいた事業者にヒアリングという形でお聞きしているので、生島委員がおっしゃるように、説明会参加者、そういったところまで広げてヒアリングをしていくのが確かに一番いいのかなと思っていますので、今後はそういった仕組みを考えていきたいと思っております。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、仕様書を取られた方はまた人数が別ということなんですか。

○成田統計管理官 第1期とか第2期の辺りであれば、11者の中の、第4期ですと、説明会参加者が2者で、仕様書をダウンロードしたのが6者ということなので、当然4者は別になるかと思えます。

○生島専門委員 そうすると、仕様書取得者数と書いてありますけど、そこに2者って書いてあるんですけど、実際にはダウンロードした人は別に4者いたということなんですかね。

○成田統計管理官 そうでございます。

○生島専門委員 それは記載からは少し分かりづらいので、そのように書いていただいたらいいのかなと思いました。ありがとうございます。

以上です。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

実施要項の別紙様式でございます。評価項目一覧表でございます。ページ数でいうと、資料1-2の24ページ目でございます。一覧表の一番下の大項目でいうと、3.7 調査対象への謝礼支給という部分でございます。内容を拝見すると、謝礼支給について確実に支給業務を行うための工夫と書いてございます。恐らく過去、確実に支給業務が行われなかったような事象があったためにこのようなことが書かれてたのかなと推測いたしますが、恐らく現行受託者さんは過去どんな失敗があったかの蓄積があるので、多分この部分は満点を取れるのかなと思っております。新たに手を挙げようとする方からすると、過去どういう事象があったのか分からなかったりすると思われまして、そうすると、確実に支給業務を行うための工夫が考えにくいのかなと、なかなか検討しづらいのかなと考えるんです

が、過去発生した確実に支給業務が行われなかった事象について情報提供をいただくことは可能でございますでしょうか。

○成田統計管理官 実際、私どもの知る限りは、支給が確実に行われなかったという事例はないと思っておりますし、実際はないんですが、もしそういったことがあれば、当然そういう事例を現行の民間事業者から聴取して情報提供することは可能かと思っております。

○辻副主査 ありがとうございます。でしたら、できれば実施要項に反映するなり、説明会で御説明申し上げるなり、何か工夫をいただければと思いました。

ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見ある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。いろいろ御指摘ありがとうございました。実施要項に影響するものとしたしまして、尾花委員から御指摘いただきました実績等の書き方につきまして、農水省におきましても検討するというところでございますので、その辺り、実施要項を農水省とともに検討してまいりたいと思っております。

事務局から以上でございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、農林水産省におきましては引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○成田統計管理官 どうもありがとうございました。

○三嶋課長 ありがとうございました。

○事務局 農水省様、ありがとうございました。

それでは、退出ボタンを押して御退室ください。

(農林水産省 (農業物価統計調査) 退室)

(農林水産省 (内水面漁業生産統計調査) 入室)

○中川主査 それでは、次に内水面漁業生産統計調査の実施要項 (案) について、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課、橋本課長から御説明をお願いいたします。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○橋本課長 農林水産省統計部生産流通消費統計課長の橋本でございます。本日は皆様、お忙しいところありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。まず、お手元の資料B-3の調査

の流れ図に基づきまして、調査の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

この調査につきましては、内水面漁業生産統計調査ということで、枠の中の右側に調査対象数というのが、黒い四角で3つついております。この内水面調査の中に3つの調査がございます。1つが内水面漁業漁獲統計調査ということで、河川や湖沼の漁獲量を調べている調査になります。5年のうち1年が全ての河川・湖沼を対象とした全数調査でございます。令和6年から9年が主要な河川・湖沼を対象とした調査ということで調べているものでございます。

2つ目の内水面養殖業収獲統計調査は、内水面の養殖のほうを、対象の魚種を限定する形になりますけれども、ます類ですとか、あゆ、こい、にしきごいといったものを対象に養殖業者の収獲量を調べているものでございます。

3つ目が、一番下の四角いところにある3湖沼漁業生産統計調査ということで、こちらは琵琶湖と霞ヶ浦と北浦の漁獲量と収獲量を調査させていただいているもので、この3つの調査全体を内水面漁業生産統計調査という形で調査をしているところでございます。

事業の請負範囲につきましては、この紙の二重の赤い線で囲まれている範囲を民間委託という形で業者さんのほうにお願いをしてやっていただくということになっております。

一番左側に名簿の作成という緑色の枠がありますが、ここが今期から新たにお問い合わせするところでございますが、それ以外に実査の準備ですとか、実査、それから集計というような、この赤枠で囲まれたところを対応させていただいているところでございます。

それから、契約期間や受託事業者につきましては、今度資料のB-4に書かれております表を御覧いただければと思います。こちらに過去からの契約状況の推移を記載しているところでございます。

本事業は、平成21年から市場化テストを行っておりまして、今現在が第4期の最終年でございます。次の第5期の事業計画期間が、令和6年11月からということで、令和6年から10年分の5年分の調査を次の5期で行うこととさせていただいております。

入札方式につきましては、記載のとおり、総合評価落札方式を予定しておりまして、第4期につきましては、3回連続でございますが、一般社団法人新情報センターが受託事業者という形になっております。また、1期から3期につきましては2者から応札があったところですが、今の第4期につきましては1者応札となったところでございます。今回、第4期の事業評価を踏まえまして、その対応ということで実施要項(案)のとおり、一部変更させていただきたいと考えております。

特に今回は、調査そのものについてはきちんとやっているということで評価をいただいたところなんですけれども、やはり契約について1者応札ということになったということで、競争性の確保の点において課題が認められたということでございます。この以下の点につきまして、第5期の要領を変更したいと考えているところでございます。

まず、ちょっと分厚い資料でございますが、資料B-2、実施要項（案）を御覧いただければと思います。下のほうに105分のということでページを記載しておりますが、この105分の6ページをお開きいただければと思います。

下のほうのウの業務の引継ぎというところで記載がございます。こちらにつきましては、今回、1者応札になってしまったということで、こちらを改善したいということでございまして、新規の事業者が入りやすいような環境をつくっていければということで記載しているところでございます。関係団体、ここには具体的には、全国内水面漁業協同組合連合会などの関係団体に対しということで、本調査への理解、協力が得られるよう、事前の働きかけを行うこととしております。

また、業務の内容を明らかにした書類などによって、民間事業者に必要な業務の引継ぎを行うこととしております。また、農林水産省といたしましても、次の事業者への引継ぎをしっかりと行うということで、後ほど御説明させていただきますが、その準備期間も十分確保するというような形で、新しい事業者が入ってこられるようにということで取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、ちょっと前のページに戻っていただきまして、次の第5期の変更点について御説明をさせていただきたいと思っております。105分の5をとということで、ページの中ほどに、(2)令和5年の調査からの変更点ということでアとイと2点記載をさせていただいております。これが変更点になりますけれども、アにつきましては、行政データを活用するというので、養殖のうなぎについて調査項目から削除するという見直しをすることとしております。

また、名簿の作成につきましても、今現在、当省の地方組織の職員が対応しておりますが、こちらでも効率化を図る観点から民間事業者への請負契約により実施するという形としております。この際、現状は職員がいろいろな関係機関や都道府県などから情報収集をする形で、この名簿の作成にかなり労力がかかっているところでございますけれども、こちらの民間委託でやってもらうという形になりますので、より効率的なやり方を採用すべきだろうということで、農林水産省が実施しているほかの統計調査の名簿を最大限活用する

ような形で、できる限り情報収集にかかる負担を減らすような形で、作成業務の効率化を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、変更点といたしまして、ちょっとページが飛ぶんですけれども、105分の32を御覧いただければと思います。(6)環境負荷低減に係る留意事項ということで記載をしております。こちらにつきましては、令和4年7月に施行されましたみどりの食料システム法に基づきまして、環境への負荷軽減に向けて、令和6年度来年度以降に実施いたします農林水産省の全ての事業におきまして、最低限行う環境負荷低減の取組の実践について、努力義務ということではございますけれども、要件化することになりました。ですので、こちらの調査だけでなく、全ての事業において、こういった環境に関するクロスコンプライアンスというものが規定されるというものでございます。

ちょっとページが戻りますけれども、105分の18から19ページの2ページにわたります。ちょうど18の下のところから募集のスケジュールの記載がございます。民間競争入札に係るスケジュールということで、こちらにつきましても、競争性の確保を図るということで、入札公告から入札書類提出期限までの入札公告期間を56日から64日程度に延長するというような形で変更したいと思っております。

また、下のほうの契約の締結から業務の引継ぎということで、実際契約してから業務の引継ぎまでの期間、こちらもこれまではほとんど契約締結後速やかにということで準備期間がございましたが、こちらも4週間程度を確保することで民間事業者における準備期間に余裕が出るような入札スケジュールに変更したところでございます。

長くなりましたが、以上が次期の実施要項(案)の変更点になります。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明どうもありがとうございました。

非常に細かい点なんですけれども、105分の21ページの評価表について、一覽で少し修正を加えてくださっているんですが、プライバシーマークのところでは5回以上更新しているかというところで、更新回数について加筆をされているかと思えます。この更新回数を加筆された理由というか背景はございますでしょうか。少なくとも新規の企業だとな

かなか参入がしにくいのかなと思いますし、更新について、5回というところの意味合いがもしあるのであればと思ひまして。

以上です。いかがでしょうか。

○時田漁業生産統計第2係長 担当しております時田と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうから今回の部分、回答させていただきたいと思ひます。

プライバシーマークの認証の部分なんですけれども、今回名簿整理の作成業務も追加するということ、あと、もちろん統計調査ですので、個人情報を中心に扱うという部分があります。今回、プライバシーマークの認証を受けているということ、まず入札の参加要件とさせていただきます。これで個人情報の取扱いの部分が一程度そういったものをきっちりやっているだろうと判断する材料になるかなというところを入れさせていただきます。今回、評価項目で5回以上というところがあるんですけれども、この部分は、やはり回数を多くしているということは、認証機関から審査等もかなり受けているという部分で、そういった個人情報を扱う部分できっちりやっているという判断になるだろうということに入れさせていただきました。ですが、この部分、大きな配点にはしておりませんので、まず、今まではプライバシーマークを認証しているかどうかで評価をつけていた部分を入札の参加条件とさせていただいたというところで、まずこの部分と、今までの更新回数でどれくらい個人情報の取扱いをちゃんとしているかという部分を判断したいと思ひて今回の項目を入れさせていただきました。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。

名簿の作成が加わったので、よりセキュリティーを重視されて参加資格の設定というところで了解しました。

そうしますと、名簿の作成のところは、3.2のところ基礎項目として上がっているんですが、名簿の作成に関わる工夫であるとか、そういったところも加点の中に加えてもいいのかなと思ひたんです。ちょうどそこは基礎点だけで、加点の9点とか6点のところはオンライン調査の導入促進の工夫とかだけになっているので、そこはいかがでしょうか。

○時田漁業生産統計第2係長 今回、名簿作成の部分につきまして、初めて民間委託するというところもありまして、できるだけ当省のほうからマニュアルを、今後入札部分で貸与物件として調査ガイドラインという調査のやり方を示す資料を、一応、入札を考えている業者様に提供するんですけれども、その部分に名簿の整理の仕方というのをきっちり書いていこうと、マニュアル化して、改めて工夫を求めるよりきっちりそういうところを示し

たほうが新規参入の方々が入りやすいんじゃないかと判断して、そこは今回入れてないという形になっております。

○川澤専門委員 分かりました。そこはそちらのほうから指定をしてなるべくやりたいということで、そういう御意向であるならば加点なさないということで了解しました。

ありがとうございました。私のほうから以上です。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

尾花委員お願いします。

○尾花専門委員 各種変更等を工夫していただきありがとうございました。先ほどの調査の案件でもちょっと御提案したんですけれど、1者応札が続いている中、やはり既存の業者さんが有利に働きやすいので、そういった場合には、評価点の実績のところはすごく丁寧に書くのが良いのではないかと考えています。その観点からいきますと、見え消しの資料B-2の21ページなのですが、御提案したのは2.2の組織の専門性というところなのですけれども、3番目の項目、類似調査事業の実績がありというところの類似調査事業について実際に何を思っておられるのかというところを、もう少し具体的に書かれると、ほかの業者さんも興味を持っていただけるのではないかという気がいたします。

その点について何か御検討いただけると幸いです。

以上です。

○橋本課長 尾花委員、御指摘いただきまして、ありがとうございます。

今の御提案を踏まえて検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認事があればお願いします。

○事務局 事務局でございます。

振り返りまして、ただいま尾花委員から御質問のございました、105分の21ページのところでございますが、2.2、組織の専門性、もう少し具体的に分かりやすくということで御検討いただけるということですので、これを実施要項に反映していただくということで御理解をしておりますが、いかがでしょうか。

○橋本課長 御意見を踏まえて検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○事務局 事務局からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、農林水産省におかれましては、引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○橋本課長 皆様、貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。

引き続き御指導いただければと思いますので、よろしくようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、農水省様、退出ボタンを押して御退室ください。ありがとうございました。

(農林水産省 (内水面漁業生産統計調査) 退室)

— 了 —